

5 建企第 200 号
令和 5 年 9 月 13 日

土木部関係各課（室）長様
関係地方機関長様
(検査指導幹、石木ダム建設課長経由)

建設企画課長
(公印省略)

「週休 2 日モデル工事（発注者指定型）の試行要領」策定について

令和 4 年 12 月 26 日付け 4 建企第 413 号により、週休 2 日モデル工事（受注者希望型）の取り組みを行っているところですが、令和 6 年 4 月より建設業に適用される改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制に向けて、建設業における週休 2 日の普及促進をより一層図る必要があることから、別添のとおり週休 2 日モデル工事（発注者指定型）の試行要領を策定しますので、関係職員への周知をお願いします。

記

1. 対象工事：設計金額 4,500 万円以上かつ一般競争入札により発注する工事（別添試行要領参照）

2. 適用年月日：令和 5 年 10 月 1 日以降に起工する工事

建設企画課 技術基準班 岡本・花木
TEL : 095-894-3025 (ダイヤルイン)
建設企画課 技術情報班 松尾・山下
TEL : 095-894-3023 (ダイヤルイン)

5 建企第 200 号
令和 5 年 9 月 13 日

土木部外関係各課（室）長
関 係 各 市 町 長] 様
関 係 各 機 関 長]

長崎県土木部
建設企画課長
(公印省略)

「週休 2 日モデル工事（発注者指定型）の試行要領」策定について（参考送付）

令和 4 年 12 月 26 日付け 4 建企第 413 号により、週休 2 日モデル工事（受注者希望型）の取り組みを行っているところですが、令和 6 年 4 月より建設業に適用される改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制に向けて、建設業における週休 2 日の普及促進をより一層図る必要があることから、別添のとおり週休 2 日モデル工事（発注者指定型）の試行要領を策定しましたので、参考送付いたします。

記

1. 対象工事：設計金額 4,500 万円以上かつ一般競争入札により発注する工事（別添試行要領参照）
2. 適用年月日：令和 5 年 10 月 1 日以降に起工する工事

土木部 建設企画課 技術基準班
TEL : 095-894-3025 (ダイヤルイン)
E-Mail : kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

5 建企第 200 号
令和 5 年 9 月 13 日

一般社団法人長崎県建設業協会 様

長崎県土木部
建設企画課長
(公印省略)

「週休 2 日モデル工事（発注者指定型）の試行要領」策定について（参考送付）

令和 4 年 12 月 26 日付け 4 建企第 413 号により、週休 2 日モデル工事（受注者希望型）の取り組みを行っているところですが、令和 6 年 4 月より建設業に適用される改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制に向けて、建設業における週休 2 日の普及促進をより一層図る必要があることから、別添のとおり週休 2 日モデル工事（発注者指定型）の試行要領を策定しましたので、参考送付いたします。

記

- 対象工事：設計金額 4,500 万円以上かつ一般競争入札により発注する工事（別添試行要領参照）
- 適用年月日：令和 5 年 10 月 1 日以降に起工する工事

土木部 建設企画課 技術基準班
TEL : 095-894-3025 (ダイヤルイン)
E-Mail : kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

週休 2 日モデル工事（発注者指定型）の試行要領

1. 試行目的

○建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、令和 6 年 4 月より建設業に適用される改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制に向けて、建設業における週休 2 日の普及促進をより一層図る必要がある。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休 2 日」を推進することを目的とする。

2. 試行方針

① 試行適用時期

○令和 5 年 10 月 1 日以降に起工する工事

② 試行対象工事

○設計金額 4,500 万円以上となる長崎県土木部が所管する事業（営繕事業は除く）および長崎県水産部漁港漁場課が所管する事業のうち、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）により発注する請負工事を対象とする。

○現場作業期間には本工事の実施にあたり必要となる準備・撤去作業等も含めるものとする。（工事看板・現場事務所等の設置・撤去や現地調査、着工前測量など）

○試行対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記するものとする。

○本試行対象となる発注工事において発注者指定型による発注を行わない場合は、事前に建設企画課へ協議のこと。

③ 試行内容

○週休 2 日とは、対象期間において 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

○現場閉所日とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

また、以下についても現場閉所日とみなす。

- ・降雨、降雪等による予定外の現場休工日
- ・受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日

○休日には、試行対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とする。

○下請業者に対しては、協力を依頼する。

④試行方式

○対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準となっている状態とする。

○年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）は週休2日とは別に休日として確保する。空港請負工事積算基準を用いた工事については祝日も現場閉所とし、年末年始休暇・夏季休暇と併せて週休2日とは別に休日として確保する。なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。

○なお、労働基準法第35条(休日)を逸脱してはならない。

(休日)

第三十五条

使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適用しない。

○当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。

○工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。

⑤受注者の取り組み内容と発注者の確認

○受注者は、「週休2日（4週8休）」の実施を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員に協議するものとする。

○実施にあたっては、以下の条件を満たす週休2日の取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出する。

ア. 対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとする。

イ. 対象期間中、工事現場を週休2日相当の休日とするものとする。

ウ. 夏季休暇（3日）、年末年始休暇（6日）は週休2日とは別に休日として確保する。空港請負工事積算基準を用いた工事については祝日も現場閉所とし、夏季休暇・年末年始休暇と併せて週休2日とは別に休日として確保す

る。工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている日は休日に含まない。

○受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について発注者と協議を行う。

○受注者は、対象期間中、「週休2日モデル工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。

○発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。

○発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。

○受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。

3. モデル工事の実施方法

○入札方式

- ・入札方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）とする。

○発注方式

- ・「発注者指定型」とする。

・「発注者指定型」とは、発注者が週休2日の試行対象工事として契約当初から指定して発注し、現場閉所率が28.5%以上となるよう実施するもの。

4. 週休2日モデル工事実施の推進のための措置

①週休2日モデル工事の積算による措置

○「週休2日補正係数」については、4週8休以上を達成した場合のみ対象とする。

※労務費の補正については、下水道工事市場単価・地質調査市場単価については補正の対象としない。

○「週休2日補正係数」については、当初設計において「4週8休」の補正を行い発注し、竣工時において現場閉所の達成状況を確認する。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものにおいては、補正を減じた変更契約を行う。

○現場の閉所状況は、下記を満たすものとする。

- ・「4週8休」：4週8休以上
現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

○補正係数については、下記のとおりとする。

土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準による工事

【4週8休以上：補正係数】

- | | |
|---------------|------------------|
| ・労務費：1. 0 5 | ・機械経費（賃料）：1. 0 4 |
| ・共通仮設費：1. 0 4 | ・現場管理費：1. 0 6 |

港湾・漁港請負工事積算基準による工事

【4週8休以上：補正係数】

- | | |
|---------------|------------------|
| ・労務費：1. 0 5 | ・機械経費（賃料）：1. 0 4 |
| ・共通仮設費：1. 0 2 | ・現場管理費：1. 0 3 |

空港請負工事積算基準による工事

【4週8休以上：補正係数】

- | | |
|---------------|------------------|
| ・労務費：1. 0 5 | ・機械経費（賃料）：1. 0 4 |
| ・共通仮設費：1. 0 3 | ・現場管理費：1. 0 4 |

土木工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付杵工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05

	剪定	1. 05
公園植栽工		1. 05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 04
橋面防水工		1. 02
薄層カラー舗装工		1. 01
グルービング工		1. 01
軟弱地盤処理工		1. 02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1. 01

港湾漁港工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
底面工		1.04
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）		1.01
支保工		1.05
足場工		1.03
鉄筋工		1.05
吊鉄筋工		1.05
型枠工		1.04
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.05
	ポンプ車打設以外	1.05
止水板工		1.05
上蓋工		1.05
伸縮目地工		1.03
係船柱取付工		1.05
防舷材取付工		1.05
車止・縁金物取付		1.05
係船柱撤去		1.05
防舷材撤去		1.05
車止撤去		1.05
電気防食取付		1.05
防砂目地板取付工	陸上施工	1.05
	水中施工	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.04
ペトロラタム被覆		1.05
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.05
	水中施工	1.05
かき落とし工		1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04
汚濁防止枠設置・撤去		1.03
灯浮標設置・撤去		1.04
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検なし	1.01
	海上目視点検作業船なし	1.05
異形ブロック製作 型枠工		1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工		1.05

②工事工期の措置

○モデル工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

③工事成績評定における評価（長崎県建設工事成績評定要領対象工事のみ。竣工時に評価する。）

○4週8休以上の現場閉所が達成された場合には、別に定める「週休2日工事における工事成績評定の運用」の最新版により、評価を行う。

○監督職員は実工期の1／2となる月の月末に4週8休以上の現場閉所について実施状況を確認し、実施されていなければ「口頭注意」を発出し、口頭注意の発出から7日以内に受注者から改善策が提出され改善が図られていれば通常の評価を行う。ただし、「口頭注意」の発出は1回のみとし、改善が図られなかつた場合は、施工プロセスチェックに基づく「助言・指導（文書通知）」を発出する。

○施工プロセスチェックに基づく「助言・指導（文書通知）」が発出された段階で工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え4週8休以上の現場閉所が達成できなかつた場合は、工事成績評定調書の「7. 法令順守等」において、点数を2点減ずる措置を行うものとする。

④週休2日工事拡大に向けた措置

○受注者は、実施工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。

○各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヵ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

⑤週休2日実施証明書の発行（長崎県建設工事成績評定要領対象工事のみ）

○週休2日を実施し4週8休以上の現場閉所を達成した場合は、週休2日実施証明書を発行する。

○証明書の発行は、工事成績評定通知と合わせて発行する。

○証明書の様式は、別添1のとおり。

5. モデル工事の発注時の対応

- モデル工事であることを設計図書（特記仕様書 第2章 施工条件明示 第3条1. 工程関係）に明示する。

【発注者指定型】

週休2日モデル工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日モデル工事（発注者指定型）であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休2日（4週8休）」の実施を、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1)から7)によるものとするが、工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

完成通知時においては、実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。

なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「7. 法令順守等」において、点数を2点減ずる措置を行うものとする。

1) 週休2日は原則、4週8休以上（現場閉所率 28.5%以上）とする。

2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休2日対象外作業	○○
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日

3) 予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。

4) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。

5) 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。

6) (土木工事積算基準書・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準使用の場合)

4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。

【4週8休以上：補正係数】

- | | |
|-------------|----------------|
| ・労務費：1.05 | ・機械経費（賃料）：1.04 |
| ・共通仮設費：1.04 | ・現場管理費：1.06 |

6) (港湾・漁港積算基準使用の場合)

4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。

【4週8休以上：補正係数】

- | | |
|-------------|----------------|
| ・労務費：1.05 | ・機械経費（賃料）：1.04 |
| ・共通仮設費：1.02 | ・現場管理費：1.03 |

6) (空港請負工事積算基準使用の場合)

4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。

【4週8休以上：補正係数】

- | | |
|-------------|----------------|
| ・労務費：1.05 | ・機械経費（賃料）：1.04 |
| ・共通仮設費：1.03 | ・現場管理費：1.04 |

7) 対象期間中、工事現場にモデル工事であることを現場に看板等により掲示すること。

※詳しくは、長崎県土木部建設工事関係ホームページをご確認ください。
(http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~ki_jun/)

令和〇〇年〇月〇日

「受注者名」 様

「契約担任者」 印

週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

工 事 名 : 〇〇地区道路改良工事
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
完 成 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

週休2日実施内容（実施した内容に■を附している）

■ 4週8休を達成した。

【参考】現場閉所の実施が不可能と判断する事例等
(現場閉所による週休2日の対象外として定める作業内容・期間)

○受注者の責によらず現場閉所が実施できない期間が発生した場合は、週休2日対象期間から当該期間を控除して下さい。

※控除せずに算定すると受注者に責がないにも関わらず現場閉所率が著しく低下してしまいます。

○下記に該当する事案が発生した場合は、工事中止を検討するとともに、現場着手ができない期間の工期延長も適切に実施していただくよう、お願いします。

工 種	内 容
共通内容等	<ul style="list-style-type: none">・地権者や関係者との交渉、調整に係る期間・地下埋設物や架空線等の移転遅延により現場着手ができない期間・事業損失に係る事前調査により現場着手ができない期間・保安林や伐採届等の許認可遅延により現場着手ができない期間・埋蔵文化財等の調査・確認により現場着手ができない期間・用地の所有権移転に時間を要し現場着手ができない期間・他工区との工程調整により現場着手ができない期間・他工区の完成・供用等の遅延により現場着手ができない期間・感染症の流行など全国的な影響により資機材の入荷が遅れ現場着手ができない期間
一般土木工事	<ul style="list-style-type: none">・出水期の遅延により現場に着手できない期間・耕作地の収穫時期遅延により現場着手ができない期間
港湾・漁港工事	<ul style="list-style-type: none">・漁協との交渉・調整等により現場着手ができない期間・民間船舶の接岸等により現場着手ができない期間

※上記以外で判断に困る事案が発生した場合は、技術基準班へご相談下さい。

週休2日工事(発注者指定型)成績評定方法について

業界向け

週休2日工事について

- ・週休2日工事の成績評定については、令和4年10月以降より成績評定方法を国の評価方法と合わせるよう改めた。

○成績評定の内容

項目 対象	主任監督員評価項目		担当課長評価項目	加点 合計	減点
	別紙-2① 2.施工状況 II 工程管理	別紙-2④ 5.創意工夫 I 創意工夫	別紙-3① 2.施工状況 II 工程管理		
週休2日工事 (現行)	最大1.6点(4点×0.4) 以下の2項目で評価	最大0.4点(1点×0.4) 以下の項目で評価	最大0.4点(2点×0.2) 以下の2項目で評価(b評価) 0.2点(1点×0.2)	2.4点 ~ 0.6点	なし
	⑧休日の確保を行っている。 ※4週6休以上で評価	・その他(週休2日(4週8休以上)を実施した工事)	④工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ※4週8休以上で評価	※4週8休の場合	
発注者指定型 週休2日工事 (4週8休以上)	最大1.6点(4点×0.4) 以下の2項目で評価	最大0.4点(1点×0.4) 以下の項目で評価	最大0.4点(2点×0.2) 以下の2項目で評価(b評価) 0.2点(1点×0.2)	2.4点 ~ 0.6点	なし
	⑧休日の確保を行っている。	・その他(週休2日(4週8休以上)を実施した工事)	④工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。	⑦その他(4週8休以上を実施)	
口頭注意 改善あり 改善なし	最大1.6点(4点×0.4) ※上記評価	その他(週休2日(4週8休)を実施した工事)項目の評価あり	最大0.4点(2点×0.2) ※上記評価	2.4点 ~ 0.6点	なし
改善なし	施工プロセスチェックに基づく助言・指導(文書通知)を発出				0点
減点	最大評価加点(2.4点)を減点とする。→-2点(※四捨五入)				-2点

週休2日モデル工事の試行要領に基づく「週休二日(発注者指定型)」の工事の評定においても現行同様(但し4週8休以上を評価)の評定を行うこととしています。

「週休二日(発注者指定型)」は、4週8休以上の確保を前提とした工事であるため、実施できない場合の通り取り扱いを下記に示すものである。

工期1／2の月の月末に4週8休以上の実施状況の確認を行い、実施されていなければ「口頭注意」を発出し、7日以内に改善策を提出し改善されれば通常評価を行う。「口頭注意」は1回のみであり次回は「助言・指導(文書通知)」を発出す。

※発注者は、工期1／2の月の月末に取得状況の報告を受注者に求める。

(例) 工期1／2の日が9/15の場合は、9月末に報告を求める。

※工期1／2の月の月末に実施状況の確認を行い実施されていた場合は、翌月以降は受注者から提出される月1回の報告により、実施状況の確認を行い、実施されていなければ「口頭注意」を発出し、7日以内に改善策を提出し改善されれば通常評価を行う。「口頭注意」は1回のみであり次回は「助言・指導(文書通知)」を発出す。

口頭注意において、7日以内に改善策が提出されない場合は、「助言・指導(文書通知)」を発出します。
発出された段階で加点なし。

※発出後は4週8休以上を行っても加点なしになります。

発注者から発出された「助言・指導(文書通知)」により7日以内に受注者より改善策が提出されない場合は、発注者指定型の4週8休以上が履行されないため減点を行う。**-20点**

別紙

建設部長	検査指導幹	担当課長	総監督括員	主監督任員	監督員

週休2日モデル工事(発注者指定型)用「文書通

施工プロセスチェックに基づく文書(通知・注意)

別紙一6⑤

発議者	■ 発注者			発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 文書通知				
工事番号	第		号	受注者名	
工事名					
工事場所	市(郡)		町	地内	
(内容)					
以下の該当項目に示す、施工に必要なプロセスが履行されていませんので、					
<input checked="" type="checkbox"/> 「助言・指導(文書通知)」します。なお、すみやか*に改善されなければ減点を行います。					
※監督職員から特に指示がなかった場合は、7日以内とする。					
検査項目	細別	確認項目	該当	施工に必要なプロセス	
2 施工状況	II 工程管理	19 工程管理	<input checked="" type="checkbox"/>	1) 実施工工程表により、工程の管理を行っていない。 2) 作業員の休日の確保を行った記録が整理されていない。	
<input type="checkbox"/>					
(補足事項)					
当該工事は、週休2日モデル工事の試行要領に基づく「週休二日(発注者指定型)」の工事であり、休日(4週8休以上)の確保がなされていないため「助言・指導(文書通知)」を行います。なお、改善されなければ工事成績評定調査の「法令遵守等」において減点します。					
処理	発注者	上記について	<input type="checkbox"/> 文書通知	します。	
		監督職員	印	令和 年 月 日	